

令和6年度 保健部の各課・室に対するご意見及び回答の要旨

No.	担当課	意見の要旨	回答の要旨
1	保健総務課	コンビニ店舗に費用負担をさせずに、市の負担で市内全てのコンビニにAED設置を。	コンビニエンスストアなど身近な場所へのAED設置につきましては、緊急時の速やかな対応や、市民のみなさまの安心にもつながる有効な取り組みであると考えております。 現在、市ホームページにおいて、市内公共施設のAED設置箇所を示したAEDマップを公開しているところですが、コンビニエンスストアへの設置につきましては、市の費用負担などの課題がありますことから、調査・研究して参りたいと存じます。
2	健康増進課	インフルエンザワクチン予防接種について、高齢者向けの助成はあるのに子ども向けの助成が川口市にはないのはなぜか。	インフルエンザワクチン予防接種につきましては、季節性インフルエンザに感染すると肺炎で重症化しやすい65歳以上の高齢者等を対象に、予防接種法のB類疾病に位置付けられ、定期接種として実施しておりますことから、自己負担額1,000円で接種できるよう助成を行っているところでございます。 しかしながら、子どものインフルエンザワクチン予防接種につきましては、ワクチンでインフルエンザの流行が阻止できないこと等を理由に、平成6年に定期接種の対象から除外されており、現時点で国において定期接種化が検討されているワクチンにも含まれていないことから、本市では助成をしておりませんが、今後も国の動向を注視して参りますので、ご理解賜りたいと存じます。
3	健康増進課	公共施設の「無香化」について 化学物質過敏症発症者は年々増えており、道を歩けば化学薬品臭がするが個人差とするのは怠慢。学校の教室ではケミカル臭が充満しており、将来的に化学物質過敏症だけでなく、他の病気も誘発することが危惧される。現在の対策では不十分。学校をはじめとした公共施設の無香化をお願いしたい。	香害は、原因と考えられる化学物質等が目に見えるものではないことから、その健康被害が周囲のかたの理解を得られにくいことも含め、大変お辛い思いをなさっていることとお察しいたします。 現在公共施設においてポスターを掲示し、定期的に市の広報紙において香害の周知を実施しているところでございます。今後は、広報紙に加え、SNSを通じて、より広く市民のみなさまに周知していく予定でございます。 学校は、児童生徒をはじめ、多くの人々が集まる場所であり、ご提案いただきました「無香化」を実現することは、現時点では困難でございますが、教室の定期的な換気を実施することや、また学校において初期対応を行う養護教諭や担任らが研修会等で知識を習得し情報共有をするなどして、学校全体で理解を深めていくことが重要と考えております。保護者に対しては、香害について学校だよりや保健だよりを通じて、より積極的に周知し理解を促して参ります。
4	健康増進課	自費治療が小児医療無償対象外なのはなぜか。ウイッグ作成に補助は受けられないのか。	子ども医療費は通院・入院分の医療費で保険適応となるものを対象としているため、保険適応外の自費診療費は支給の対象外となります。ウイッグ購入については、がん患者ウイッグ・胸部補整具購入費助成金として、がん治療に伴う外見の変化に対応するために創設され、がん患者のかたの社会参加や療養生活の質がよりよいものになることを目的にしていることから、がん以外に起因する脱毛によるウイッグ購入費用については対象外となっております。

令和6年度 保健部の各課・室に対するご意見及び回答の要旨

No.	担当課	意見の要旨	回答の要旨
5	健康増進課	子ども医療費支給制度における支給手続きの改正要望	小児慢性医療費支給制度等の公費負担医療制度は、それぞれの法律や条例に基づく利用方法があり、かつ優先順位の適正化が求められているため、それぞれの担当での手続きが必要となります。 このため希望する窓口を選択する状況は難しいところでございます。今後は、市民のみなさまが手続きで迷われないように、わかりやすい説明を徹底し、子ども医療費支給制度の担当課である子育て支援課とも密に連携をとり、みなさまの負担軽減に努めていきます。
6	国民健康保険課	子ども(18歳以下)の均等割負担を廃止してください。	国におきましては、令和4年度より未就学児に係る均等割額の軽減措置を実施しております。 また、当市独自の制度として、令和3年度より子育て世代の負担軽減を図るため、被保険者のうち18歳以下の3人目以降を対象とした均等割額の減免措置を行っております。 今後の国民健康保険事業の安定的な運営等を見据えますと、財源の確保に課題がありますことから子どもの均等割負担を廃止することは難しいものと考えております。
7	国民健康保険課	一般会計からの法定外繰入を増額してください。	被保険者の負担軽減を図るために、一般会計からの法定外繰入金を増額することは、国民健康保険に加入していない、市民のみなさまにも負担を求めることとなります。本市としては赤字削減・解消計画を策定し、保険税の収納率向上等を図ることで、赤字の削減・解消に努めております。
8	国民健康保険課	すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。	短期被保険者証につきましては、国民健康保険法に基づき、納付相談の機会の確保目的としており、税負担の公平性や国民健康保険財政の健全化などの観点から、資格証明書や短期被保険者証を交付し、滞納者との接触の機会の確保に努めております。 なお、医療機関への受診を希望する相談があった場合は、状況に応じて短期保険証を交付するなど柔軟な対応に努めております。
9	国民健康保険課	生活保護基準の1.5倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。	国民健康保険法第44条による一部負担金減免につきましては、厚生労働省保険局長通知に基づき運用しており、国の基準を超えた減免は予定しておりません。 なお、減免のご相談があった際には、他の制度なども踏まえ適切に対応するよう努めております。

令和6年度 保健部の各課・室に対するご意見及び回答の要旨

No.	担当課	意見の要旨	回答の要旨
10	国民健康保険課	傷病手当金を創設し、被用者以外の方への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。	国民健康保険の傷病手当金につきましては、保険財政上の余裕がある場合に行うことができるとされております。本市の国保財政につきましては、厳しい状況が続くことが想定されることから、傷病手当金の創設は考えておりませんが、今後の国・県の動向などを注視して参ります。
11	国民健康保険課	ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。	がん検診（胃がん内視鏡検診、大腸がん検診、肺がん・結核検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検診）につきましては、特定健康診査と同一時期に受診できるようにし、特定健康診査のパンフレットに同時に各がん検診が受診可能な医療機関の一覧を示し、個別通知にも同封するなど、市としても推進しているところです。今後も、川口市医師会などの関係機関と協議の上、受診しやすい環境づくりに努めて参ります。
12	国民健康保険課	国民健康保険は協会けんぽのように事業主負担がないことから高い保険税となっています。引き下げるために、財政調整基金の活用をしてください。	財政調整基金を活用することは、国民健康保険に加入していない市民のみなさまにも負担を求めることになることから、困難であると考えております。
13	国民健康保険課	聴力検査を市民の健康診断に加えてください。	特定健診は、40歳から74歳までの方を対象とし、各保険者により実施されるものですが、本市の判断で検査項目を決定できるのは、国民健康保険の特定健康診査になりますので、この視点からの回答とさせていただきます。 国民健康保険の特定健康診査は、国の基準により検査項目が定められておりますが、聴力検査の定めがないことから現在実施していないところでございます。 また、この聴力検査を市が単独で実施するとした場合、その費用負担につきましては保険税で賄うこととなり、現状の財政状況では、被保険者の減少に伴い保険税収入も減少していることから、極めて厳しい状況でございます。 こうしたことから、特定健康診査の検査項目に聴力検査を追加することにつきましては、困難であると考えております。

令和6年度 保健部の各課・室に対するご意見及び回答の要旨

No.	担当課	意見の要旨	回答の要旨
14	国民健康保険課	マイナ保険証についてこれまでトラブルが度々報道されるなど国民の中に不安が広がっています。マイナ保険証義務化による「従来の健康保険証の廃止」は中止するよう国に要請するとともに、市(町)として当該制度実施以降も従来どおり健康保険証を発行してください。多くの市民の中に、「12月2日以降保険証が使えなくなるのでは…」という不安が広がっています。厚生労働省は「2024年12月2日以降も現行保険証が使えることを周知徹底する」と明言しています。広報への掲載など様々な形で「有効期限までは現行の紙の保険証で今まで通りの医療サービスが受けられる」ことを知らせてください。	マイナンバーカードの健康保険証利用につきましては、過去の受診結果のデータに基づくより良い医療が受けられること、高額療養費における限度額適用認定証の提出が不要であること、なりすまし防止など、被保険者、医療現場にとって多くのメリットがあるものとなっております。 このことから、被保険者証の廃止につきましては、国に撤回を求めることは考えておりません。 また、マイナンバーカードを持たない方、マイナンバーカードをもっている方も健康保険証として利用登録をされていない方につきましては、健康保険証と同等の内容が記載された「資格確認書」が交付されます。医療機関を受診される際には、資格確認書又は健康保険証として利用登録されたマイナンバーカードをご提示いただくことで、今まで通り保険診療が受けられることになっております。 なお、12月1日までに発行した被保険者証につきましては、記載内容に変更が生じない限り、記載している有効期限まで使用できることをホームページ等で引き続き周知して参ります。
15	国民健康保険課	マイナ保険証を取得の有無に関わらず、全ての市民の受療権が守られるよう、万全な対策を行うこと。	昨年12月2日に従来の被保険者証の新規発行を停止しましたが、1日までに発行した被保険者証につきましては、記載内容に変更が生じない限り、記載している有効期限まで使用できることになっております。 また、マイナ保険証を利用されていない方で、被保険者証の記載内容に変更が生じたり、有効期限が切れる方につきましては、従来の被保険者証と同等の内容が記載された「資格確認書」が交付され、医療機関を受診される際には、この「資格確認書」をご提示いただくことで、今まで通り保険診療が受けられることになっております。 なお、マイナ保険証の利用の有無に関わらず、引き続き保険診療が受けられることにつきましては、窓口やホームページ等を通じて周知して参ります。